

## 今回のテーマ：働き方改革と助成金

働き方改革を推進する、2019年度の雇用・労働分野の助成金をご紹介します。

### 1. 助成金の種類

目的	助成金の種類（コース）
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善助成金</li> <li>・人材開発支援助成金（特定訓練・一般訓練・教育訓練休暇）</li> </ul>
労働条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働等改善助成金 （時間外労働上限設定・勤務間インターバル導入・職場意識改善・テレワーク）</li> <li>・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・人事評価改善・設備改善）</li> <li>・両立支援等助成金（出生時両立支援・育児休業・介護離職防止）</li> <li>・キャリアアップ助成金（賃金規程等改定・賃金規程等共通化・諸手当共通化）</li> </ul>
人材採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアアップ助成金（正社員化）</li> <li>・人材確保等支援助成金（働き方改革支援）</li> <li>・中途採用等支援助成金（中途採用拡大・UIJターン）</li> <li>・特定求職者雇用開発助成金（高齢者、母子家庭、障害者、65歳以上の雇用）</li> <li>・トライアル雇用助成金</li> </ul>

（厚労省資料を参考に作成）

### 2. 具体例（「業務改善助成金」の概要）

**中小企業事業主が、生産性・労働能率向上のための設備投資などを行い、賃金を上げた場合、設備投資費用の一部が助成されます。**

（助成例：機械設備・POS等の導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など）

対象となる事業場	要件	助成率	助成上限額
「事業場労働者数30人以下」かつ 「事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差が30円以内」	事業場内最低賃金を <u>30円以上</u> 引き上げ	75% 生産性要件を満たした場合80%	50～100万円 賃金を上げた労働者数により変動

（注）申請は事業場単位です。

◇各制度の詳細については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

また助成金の受給に当たっては一定の条件があります。詳しくは最寄りの労働局またはハローワークにお尋ね下さい。

【参考】厚生労働省「雇用関係助成金」検索表

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/kensaku\\_hyou/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/kensaku_hyou/)